

令和8年度に県の授業料無償化を受けるには 学業要件を満たす必要があります

兵庫県の公費による支援であることを踏まえ、令和8年度の兵庫県授業料等無償化制度の認定審査の際は、皆さんの学修状況に一定の要件が課されることになっています。
令和8年度の無償化の審査にあたっては、令和7年度の成績が判定対象となります。
学生の皆さんは、今からしっかりと勉学に励んでください。

該当する人は無償化が受けられません

廃止
(不認定)

学 部 生：①～④の要件のいずれかに該当する場合
大学院生：①及び③の要件のいずれかに該当する場合

- ①修業年限で卒業または修了できないことが確定
- ②修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の6割以下
- ③学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が著しく低い状況にあると判断される
- ④2年連続で、警告（下記）の要件に該当

2年連続で該当すると無償化が受けられません

警告

令和7年度以降の状況が、以下のいずれかに該当

- ・修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の7割以下
- ・学年1年間の成績（GPA）が学部において下位4分の1の範囲
- ・学修の実態（出席や課題の取組状況など）を勘案し、学修意欲が低い状況にあると判断される

※標準単位数とは

卒業に必要な単位数 ÷ 4年（修業年限） × 在学年数（休学期間を除く）

ちゃんと出席して、単位をとって、成績が上位4分の3なら大丈夫！

災害・傷病等のやむを得ない事由がある場合は、必ず所属キャンパスの学務担当課に相談してください。